

(案)

第4次地域管理経営計画書  
第4次国有林野施業実施計画書

(大分北部森林計画区)

計画期間

自 平成26年4月 1日

至 平成31年3月31日

九州森林管理局



(案)

# 第4次地域管理経営計画書

(大分北部森林計画区)

計画期間

自 平成26年4月 1日  
至 平成31年3月31日

九州森林管理局



はじめに

我が国の国土面積の2割、森林面積の3割に当たる国有林野の管理経営は、森林経営の用に供するものとされた国有財産として、①国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、併せて、②林産物を持続的かつ計画的に供給し、③国有林野の活用によりその所在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することを目標として行うこととされている。

このような中で、森林に対する国民の要請は、国土の保全や水源の涵養に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等の面での期待が高まるなど、公益的機能の発揮に重点を置きつつさらに多様化してきた。特に、国有林野に対しては、地球温暖化防止、生物多様性の保全の面での期待が大きくなってきた。加えて、国有林野と民有林野を通じた公益的機能の発揮が強く期待されているものの、地域によっては、国有林野に隣接する民有林野において十分な整備や保全が行われていない状況もみられる。また、戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、我が国の林政は、森林・林業の再生に向け、大転換を進めており、国有林野事業については、民有林への指導やサポートなど我が国の森林・林業の再生に貢献することが求められている。

こうしたことを踏まえ、国有林野事業については、公益的機能の発揮のための事業や民有林への指導やサポート、木材の安定供給等の事業を、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、一層計画的に実施していくため、平成25年度から、それまでの特別会計により企業的に運営する事業から一般会計において実施する事業に移行した。

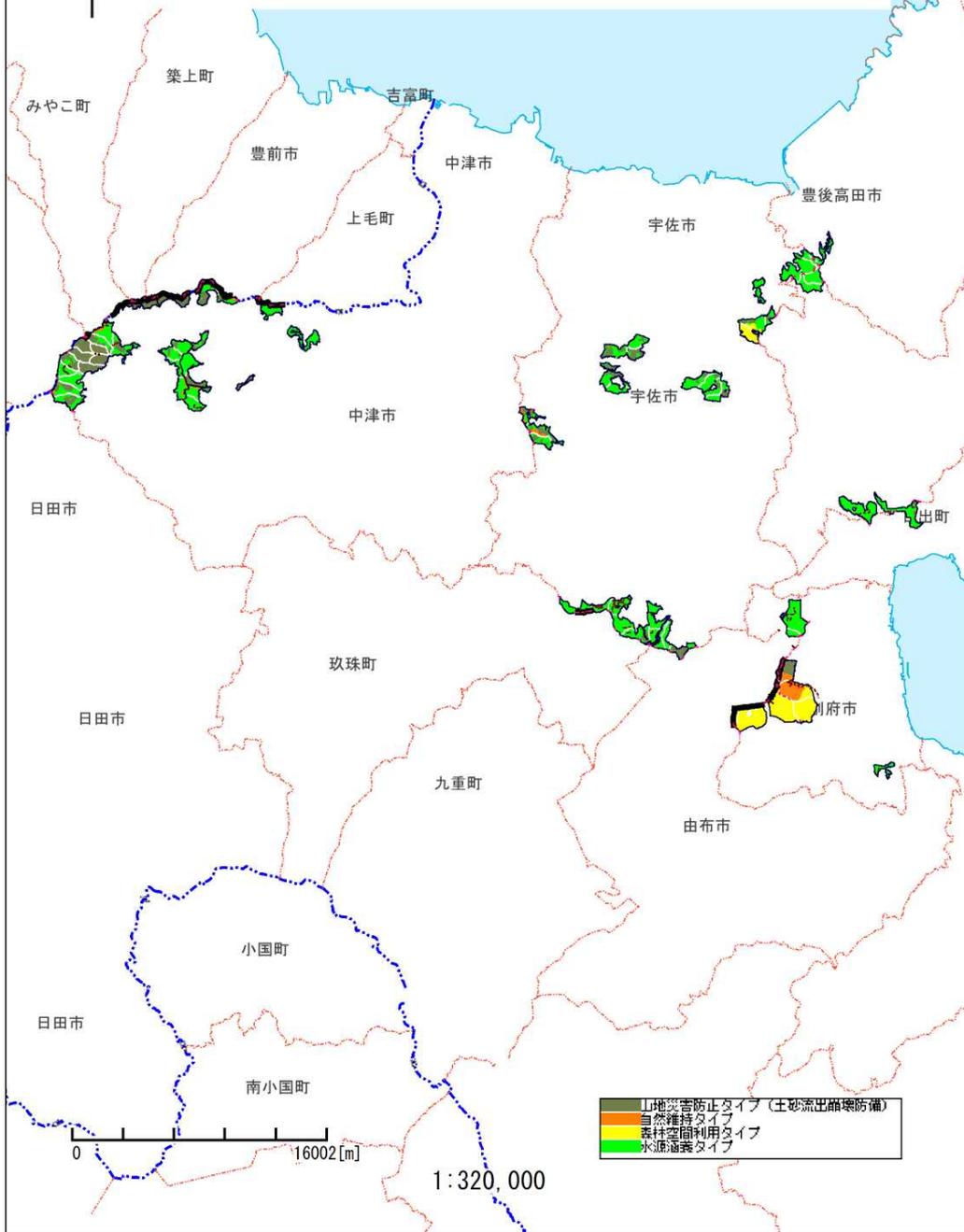
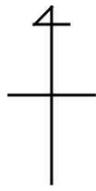
従って、国有林野事業は、冒頭の目標の下、森林・林業や国有林野事業に対する国民の多様な要請と期待を踏まえつつ、一般会計において国民共通の財産である国有林野を名実ともに「国民の森林」とするよう、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用して森林・林業再生へ貢献するための取組を進めていくこととする。

本計画は、同法第6条第1項の規定に基づいて、九州森林管理局長が、国有林野の管理経営に関する基本計画に即し、国有林の地域別の森林計画と調和させ、あらかじめ国民の意見を聴いた上で、今後5年間の大分北部森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項について定めたものである。

今後、大分北部森林計画区における国有林野の管理経営は、関係住民の理解と協力を得ながら、さらに、関係行政機関と連携を図りつつ、この計画に基づいて適切に行うこととする。



# 大分北部森林計画区 機能類型別位置図





## 目 次

1	国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
(1)	国有林野の管理経営の基本方針	1
①	森林計画区の概況	1
②	国有林野の管理経営の現状及び評価	3
③	持続可能な森林経営の実施方向	4
④	政策課題への対応	6
(2)	機能類型に応じた管理経営に関する事項	6
①	山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他 山地災害防止タイプに関する事項	6
②	自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然 維持タイプに関する事項	7
③	森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他 森林空間利用タイプに関する事項	7
④	快適環境形成タイプにおける管理経営の指針その他 快適環境形成タイプに関する事項	8
⑤	水源涵養タイプにおける管理経営の指針その他水源 涵養タイプに関する事項	8
(3)	森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた 貢献に必要な事項	8
①	低コスト化を実現する施業モデルの展開と普及	9
②	林業事業体の育成	9
③	民有林と連携した施業の推進	9
④	森林・林業技術者等の育成	9
⑤	林業の低コスト化等に向けた技術開発	9
⑥	その他	9
(4)	主要事業の実施に関する事項	9
①	伐採総量	10
②	更新総量	10
③	保育総量	10
④	林道の開設及び改良の総量	10
(5)	その他必要な事項	10
2	国有林野の維持及び保存に関する事項	11
(1)	巡視に関する事項	11
(2)	森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項	11
(3)	特に保護を図るべき森林に関する事項	11
(4)	その他必要な事項	11

3	林産物の供給に関する事項	1 2
	(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項	1 2
	(2) その他必要な事項	1 2
4	国有林野の活用に関する事項	1 2
	(1) 国有林野の活用の推進方針	1 2
	(2) 国有林野の活用の具体的手法	1 2
	(3) その他必要な事項	1 3
5	公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる私有林野の整備及び保全に関する事項	1 3
	(1) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な事項	1 3
	(2) 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる私有林野の整備及び保全に関する事項	1 3
6	国民の参加による森林の整備に関する事項	1 3
	(1) 国民参加の森林に関する事項	1 3
	(2) 分収林に関する事項	1 3
	(3) その他必要な事項	1 3
7	その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	1 4
	(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項	1 4
	(2) 地域の振興に関する事項	1 4
	(3) その他必要な事項	1 4

## 1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

### (1) 国有林野の管理経営の基本方針

国有林野の管理経営は、国有林野の管理経営に関する基本計画に即するとともに、国有林の地域別の森林計画と調和して、機能類型区分等による公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術・資源を活用して森林・林業再生へ貢献することを基本方針とする。

なお、当該森林計画区における概要等は以下のとおり。

#### ① 森林計画区の概況

本計画の対象は、大分北部森林計画区を管轄区域とする国有林野6,441haであり、大分県の北部に位置し、別府市、中津市、宇佐市、豊後高田市、杵築市及び日出町の5市1町に所在しており、大部分は山国川、大分川及び駅館川等の源流部に位置している。

これら河川の源流部に位置する国有林野は、そのほとんどが水源かん養保安林を主体とした保安林に指定されており、下流部の中津市及び宇佐市等の水がめとして重要な役割を担っている。さらに、別府市の鶴見岳及び由布岳に位置する国有林野は、そのほとんどが土砂流出防備保安林に指定されており、山地災害の防止に重要な役割を果たしている。

森林の現況は、人工林を主体とした育成林が3,970ha（育成単層林3,624ha、育成複層林346ha）、天然生林が2,237haとなっており、主な樹種としては針葉樹はスギ、ヒノキ、広葉樹ではクヌギ、ナラ類、カエデ類などとなっている。また、林相別に見ると針葉樹林3,081ha、針広混交林879ha、広葉樹林2,247haとなっている。

また、本計画は英彦山系及び耶馬溪や鶴見岳・由布岳などの国有林野では、ブナ、ミズナラ等の落葉広葉樹の天然林が保存されており、由布・鶴見岳自然休養林が設定されている。また、良好な自然環境が保全されていることから、耶馬日田英彦山国定公園や阿蘇くじゅう国立公園等にも指定され、登山などの森林レクリエーションや保健休養の場として多くの人に利用されている。

このため、本計画では林産物の供給や地域振興への寄与にも配慮しつつ、国土の保全その他国有林の有する公益的機能の維持増進に重点を置くこととする。また、地球温暖化の防止、生物多様性の保全等にも対応した管理経営を行うこととする。

各地区ごとに重点的に行うべき管理経営は次のとおりである。

#### ア 山国・耶馬溪地区（2～30林班）

中津市の西部に位置し、山国川水系の上流域にあり、福岡県との境をなす鷹ノ巣山(979m)をはじめとした分水嶺の稜線付近の東側斜面及び苅又山(960m)を中心とする標高500m～1,000mの地区並びに中摩殿畑山(991m)を中心とする標高600m～1,000mの地区である。

本地域の山地は、地形分類では主に中起伏山地となっているが、メサやビュートの地形が示すように溶岩台地の原面が残されており、全面的には早壮年期の山容を呈している。急峻な地形部分等を除き、大部分がスギ、ヒノキを主体とする人工林となっている。

本地区の位置、地形等から、そのほとんどが土砂流出防備保安林及び水源かん養保安林の指定を受けており、山地災害防止機能、水源かん養機能の発揮が期待されていることから「山地災害防止タイプ」及び「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

また、当該地区の一帯は、ほぼ全域が耶馬日田英彦山国定公園特別地域に指定され、福岡県境及び中摩殿畑山の山頂を中心とした稜線部にはブナ林と急峻な岩石地にヒノキ林があり、薬師沢等の溪谷沿いにはモミ、ツガ等の針葉樹やミズメ等の落葉広葉樹が混生する優れた自然環境を有している。このため、これらの区域では、自然環境の保全・形成及び保健文化機能の発揮が期待されていることから「自然維持タイプ」や「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

#### イ 宇佐地区（34～36、38～42、54～61、63～68林班）

宇佐市、豊後高田市及び杵築市に位置し、駅館川、向野川の両流域に散在する標高100m～700mの地区である。全般的に暖傾斜地の多い丘陵性の地形を呈しており、スギ、ヒノキ、クヌギの人工林が多く、天然林はシイ、カシ類等の常緑広葉樹が主体である。

この地域では、背後に高山が少なく夏季に雨量が少ないことから、重要な水源地になっており、そのほとんどが水源かん養保安林の指定を受け、水源かん養機能の発揮が期待されていることから「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

また、宇佐地域にある御許山(647m)山頂は宇佐神宮の奥宮が鎮座する箇所、その周辺地域に国有林野がある。この地域の一部は風致保安林のほか、国指定の史跡名勝天然記念物に指定されており、また、院内地域にある鹿嵐山(758m)周辺の天然林についても、耶馬日田英彦山国定公園の要所で、優れた自然環境を有しており、自然景観の維持及び保健文化機能の発揮が期待されていることから「森林空間利用タイプ」や「自然維持タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

さらに、スギ、ヒノキ人工林が主体の一部の区域については、民有林との連携も念頭に置きつつ、機能類型区分に応じた適切な施業の結果得られる木材の持続的かつ計画的な供給に努めることとする。

#### ウ 安心院地区（44～53林班）

駅館川の最上流部で、宇佐市の最南端に位置し、立石山(1,059m)を中心とする標高600m～1,000mの地区であり、一部は深見ダムの集水区域となっている。

水源かん養保安林の指定を受け、大部分がスギ、ヒノキを主体とする生育良好な人工林で、水源かん養機能の発揮が期待されていることから「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

また、スギ、ヒノキ人工林が主体の一部の区域については、民有林との連携も念頭に置きつつ機能類型区分に応じた適切な施業の結果得られる木材の持続的かつ計画的な供給に努めることとする。

#### エ 別府地区（1001、1002、1004～1010、1012、1013、1016林班）

別府市、杵築市及び日出町に位置し、由布市と境をなす由布岳(1,583m)、鶴見岳(1,375m)の山岳を中心とする地区及び別府湾を囲む丘陵地に杵築市、日出町側に向けた標高300m～800mの地区である。

由布岳並びに鶴見岳の大半は、由布・鶴見岳自然休養林に設定されているほか、阿蘇くじゅう国立公園に指定されており、自然景観の維持及び保健文化機能の発揮が期待されていることから「森林空間利用タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

また、鶴見岳から伽蓋岳(硫黄山)(1,045m)に連なる区域は、地盤がもろく雨水に浸食されやすい地質であり、下流には保全対象となる多数の人家や公共施設があることから、土砂流出防備保安林の指定を受けている。また、杵築市及び日出町に位置する小団地は、全域が水源かん養保安林に指定されている。このように、山地災害防止機能や水源かん養機能を発揮することが期待されていることから、「山地災害防止タイプ」及び「水源涵養タイプ」に区分して管理経営を行うこととする。

さらに、別府湾を囲む丘陵地にあり、大分川の支流の上流部に位置する一部の区域については、民有林との連携も念頭に置きつつ機能類型区分に応じた適切な施業の結果得られる木材の持続的かつ計画的な供給に努めることとする。

## ② 国有林野の管理経営の現状及び評価

本計画区の国有林は、大分西部森林管理署で管理経営しており、本計画の対象とする国有林野面積は6,441haで九州森林管理局管内国有林総面積の1%を占めている。

蓄積は1,462千m<sup>3</sup>で九州森林管理局総蓄積の1%を占めている。また、人工林面積は3,620haで人工林率は58%となっている。

森林の種類は、普通林が169haで3%を占めており、制限林が6,272haで97%となっている。なお、制限林の99%が保安林であり、その内水源かん養保安林が67%を占めている。

### 大分北部森林計画区内の森林資源状況

(単位：ha、m<sup>3</sup>)

区 分	人工林	天然林	その他	合計
面 積	3,620	2,587	234	6,441
蓄 積	1,033,921	428,064	—	1,461,985

主要施策に係る前計画における計画量と実行量について下表に示す。

伐採立木材積に関して、地域における木材の安定供給を図るため、育成単層林の皆伐を主に計画したが、計画を下回る実行となった。

林道等の開設又は拡張に関して、林道の開設については優先度を考慮し、より優先度の高いものから実行した。林道の改良については、台風や集中豪雨による被災箇所のうち緊急性の高い箇所を実行した。

### 主要施策に係る計画量と実行量

項 目	計 画	実 行
伐採立木材積	264,500 m <sup>3</sup>	172,645 m <sup>3</sup>
主伐	44,500 m <sup>3</sup>	28,488 m <sup>3</sup>
間伐	220,000 m <sup>3</sup>	144,157 m <sup>3</sup>
造林面積	126 ha	62 ha
人工造林	52 ha	25 ha
天然更新	74 ha	37 ha
林道等の開設又は拡張	開設：11.2km 拡張：30箇所	開設：9.0km 拡張：4箇所

③ 持続可能な森林経営の実施方向

国有林野の管理経営に当たっては、開かれた「国民の森林」の実現を図り、現世代とともに将来世代へ森林からの恵沢を伝えるため、住民の方々の意見を聴き、機能類型区分や森林の適切な整備・保全等による持続可能な森林経営に取り組んでいくこととする。

また、持続可能な森林経営については、日本はモンテリオール・プロセスに参加しており、この中で森林経営の持続可能性を客観的に把握し評価するための7基準（54指標）が示されている。本計画区の国有林野について、この基準を参考に取り組んでいる施策及び森林の取扱方針を整理すると次のとおりとなる。

<p>I 生物多 様性の保全</p>	<p>地域の特性に応じた多様な森林生態系を保全していくため、針広混交林等からなる多様な林相の森林を整備及び保全していくとともに、貴重な野生動植物が生息・生育する森林について適切に保護・保全するほか、施業を行う場合でも適切な配慮を行う。関連する主な施策として、厳格な保全・管理を行う保護林のモニタリング調査等を通じた適切な保全・管理等を推進するとともに、原生的な天然林や里山林、溪畔林、保護樹帯等を各々の林相に応じた適切な整備・保全を行い、森林生態系のネットワークの構築を図る。</p>
<p>II 森林生態系の生産力の維持</p>	<p>森林としての成長力を維持し健全な森林を整備していくため、間伐等の適切な実施と伐採後の更新確保による健全な森林の整備とともに、公益的機能の発揮と両立した木材の生産を行う。関連する主な施策として、計画、設計、施工の各段階において森林生態系との調和を図りつつ、林道、作業道等の適切な組合せによる路網の計画的な整備を推進する。</p>
<p>III 森林生態系の健全性と活力の維持</p>	<p>外部環境から受ける影響から森林の劣化を防ぐため、森林病虫害や山火事等から森林を保全するとともに、被害を受けた森林の回復を行う。関連する主な施策として、松くい虫の被害のまん延防止のため、薬剤による防除、伐倒駆除等に取り組むとともに、シカによる森林被害の状況を踏まえ、被害防除対策を実施する。</p>
<p>IV 土壌及び水資源の保全と維持</p>	<p>降雨に伴う浸食等から森林を守るとともに、森林が育む水源のかん養のため、山地災害により被害を受けた森林の整備、復旧や公益的機能の維持のために必要な森林の保全を行うとともに、森林施業においても裸地化する期間の短縮や尾根筋や沢沿いでの森林の存置を行う。関連する主な施策として、安全・安心に暮らせる環境づくりを目指して、民有林と国有林が連携した効果的な治山対策に取り組む。</p>
<p>V 地球の炭素循環への森林の寄与の維持</p>	<p>地球温暖化防止に貢献するため、吸収源となる森林を確保するため育成林の整備を推進するとともに、天然生林の保全を行うほか、森林整備の円滑な推進と二酸化炭素の貯蔵庫として機能を維持するため木材利用を推進する。関連する主な施策として、除間伐を主体に森林整備を推進するとともに、治山事業における間伐材等の利用促進や間伐材を使用した紙製品の普及に取り組む。</p>
<p>VI 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進</p>	<p>国民の森林に対する期待に応えるため、森林が有する多面的機能の効果的な発揮とともに、森林浴や森林ボランティア、環境教育等森林と人とのふれあいの確保のためのフィールドの提供等や森林施業に関する技術開発等に取り組む。関連する主な施策として、「レクリエーションの森」のPRや施設整備等に努めるなど、「国民の森林」として充実を図るとともに、学校のカリキュラムへの森林環境教育の導入、「遊々の森」の設定の推進、教職員を対象とした森林教室の実施等、学校との連携の強化に取り組む。</p>
<p>VII 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組</p>	<p>I～VIで記述した内容を着実に実行し「国民の森林」として開かれた管理経営を行うため、国有林野に関連する法制度に基づく各計画制度の適切な運用はもとより、管理経営の実施に当たっては国民の意見を聴きながら進めるとともに、モニタリング等を通じて森林資源の状況を把握する。関連する主な施策として、国有林モニターを活用し、国有林野事業等に対する意見、要望等を聴取するとともに、国有林野事業の運営等について国民の理解の促進を図る。</p>

④ 政策課題への対応

本計画区の国有林では、国土保全や水源かん養等の公益的機能の維持増進、森林・林業再生に向けた取組、森林環境教育や森林とのふれあい、国民参加の森づくりの推進、地球温暖化防止や生物多様性の保全などの政策課題に対応している。

とりわけ、森林・林業の再生に向けた取組としては、林業事業者等への計画的な事業の発注による安定的・計画的な木材の供給、准フォレスターの活用による民有林行政支援、民有林・国有林一体となった森林共同施業団地の設定等に取り組んでいるところである。

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

公益的機能の維持増進を旨とした管理経営を行うため、

- ・ 山地災害防止タイプ（土砂流出・崩壊防備エリア、気象害防備エリア）
- ・ 自然維持タイプ
- ・ 森林空間利用タイプ
- ・ 快適環境形成タイプ
- ・ 水源涵養タイプ

の機能類型区分を行い、各機能の発揮を目的とした管理経営を行う。

なお、地域別の森林計画における公益的機能別施業森林との関係は下表の通り。

○ 機能類型と公益的機能別施業森林の関係

機能類型		公益的機能別施業森林			
		水源涵養機能維持増進森林	山地災害防止機能/土壌保全機能維持増進森林	快適環境形成機能維持増進森林	保健機能維持増進森林
山地災害防止タイプ	土砂流出・崩壊防備エリア	○	○		
	気象災害防備エリア	○	○	○	
快適環境形成タイプ		○		○	
水源涵養タイプ		○			
自然維持タイプ		○	○		○
森林空間利用タイプ		○	○		○

また、機能類型区分に応じた管理経営にあたっては「管理経営の指針」（別冊）によるほか、次の点に留意して、個々の林分の地況、林況等の立地条件に応じて適切に行うこととする。なお、各機能の発揮を図るために導入する林相の維持・改良等に必要な施業により生じる木材については、有効利用を図る。また、齢級構成の平準化・バイオマス利用等の地域ニーズに応じた主伐を計画的に行うことにより木材の供給を図る。

① 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプに関する事項

山地災害防止タイプは、土砂の流出・崩壊、落石等の山地災害による人命・施設の被害の防備その他災害に強い国土基盤の形成に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、次の事項に留意して、保全対象と当該森林の位置的關係、地質や地形等の地況、森林現況等を踏まえた適切な管理経営を行うこととする。

ア 土砂流出・崩壊防備エリア

山地災害防止タイプのうち、土砂流出・崩壊防備エリアでは、根系が深くかつ広く発達し、常に落葉層を保持し、適度の陽光が入ることによって下層植生の発達が良好な森林であって、必要に応じて土砂の流出、崩壊を防止する治山施設等が整備されている森林を整備の目標とする。

イ 気象害防備エリア

山地災害防止タイプのうち、気象害防備エリアでは、樹高が高く下枝が密に着生しているなど遮蔽能力が高く、諸被害に対する抵抗性の高い樹種によって構成される森林を目標とする。

山地災害防止タイプの面積

(単位：ha)

区 分	山地災害防止タイプ	うち、	
		土砂流出・崩壊防備エリア	気象害防備エリア
面 積	933	933	—

② 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項

自然維持タイプは、原生的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存等自然環境の保全に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、原則として自然の推移に委ねるとともに、生物多様性の保全等に配慮した管理経営を行うこととする。

自然維持タイプの面積

(単位：ha)

区 分	自然維持タイプ	うち、保護林
		面 積

③ 森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利用タイプに関する事項

森林空間利用タイプは、スポーツ又はレクリエーション、教育文化、休養等の活動の場及び優れた景観の提供に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、それぞれの保健・文化的利用の形態に応じた管理経営を行うこととする。

森林空間利用タイプの面積

(単位：ha)

区 分	森林空間利用タイプ	うち、レクリエーションの森
面 積	925	735

④ 快適環境形成タイプにおける管理経営の指針その他快適環境形成タイプに関する事項

快適環境形成タイプは、騒音の低減や大気の浄化、木陰の提供等による気象緩和等人間の居住環境を良好な状態に保全する機能を重点的に発揮すべき森林であり、それぞれの機能に応じた管理経営を行うこととする。

快適環境形成タイプの面積

(単位：ha)

区 分	快適環境形成タイプ
面 積	—

⑤ 水源涵養タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養タイプに関する事項

水源涵養タイプは、国民生活に欠かせない良質で豊かな水の供給に係る機能を重点的に発揮すべき森林であり、渇水緩和や水質保全等の水源かん養機能を高めるため、浸透・保水能力の高い森林土壌の維持及び根系や下層植生の発達が良好で諸被害に強い森林の整備を目標として管理経営を行うこととする。なお、これら条件の維持できる範囲で森林資源の有効利用に配慮するものとする。

水源涵養タイプの面積

(単位：ha)

区 分	水源涵養タイプ
面 積	4,253

(3) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項

民有林関係者と連携して推進する森林の流域管理システムの下、森林の有する多面的機能の持続的発揮を基本としつつ、我が国の森林・林業の再生に貢献していくため、大分北部流域林業活性化協議会等の場を通じ、県・市町村等との密接な関係を図るとともに、組織・技術力・資源を活用し、民有林経営の支援等に積極的に取り組むこととする。

また、このことを通じて、地域経済の発展や山村地域の振興に寄与するよう努めるものとする。

① 低コスト化を実現する施業モデルの展開と普及

林業事業者等と連携し、低コストで効率的な施業を展開するとともに、これに関する研修会の開催等を通じ、民有林に対する低コストで効率的な施業の普及に努める。

② 林業事業者の育成

民有林行政と連携しつつ、林業事業者への計画的な事業の発注、安定的・計画的な木材の供給及び林業事業者の育成に努める。さらに、流域で生産された木材の利用促進、システム販売の推進及び木質バイオマス資源の活用に向けた木材需給情報の交換に努める。

③ 民有林と連携した施業の推進

森林共同施業団地の設定により、民有林・国有林一体となった効率的な路網の整備、計画的な間伐の実施等に努める。

森林共同施業団地の概況

箇所数	面積(ha)	
	国有林	民有林
2	553	807

④ 森林・林業技術者等の育成

事業の発注や研修フィールドの提供を通じて、民有林の人材育成支援に努める。

⑤ 林業の低コスト化等に向けた技術開発

産学官連携の下、林業の低コスト化に向けた技術開発の推進に努める。

⑥ その他

国民の森林としての管理経営を推進する観点から、森林環境教育の推進、生物多様性の保全に係る取組の推進、安全・安心の取組に係る情報提供等に努める。

(4) 主要事業の実施に関する事項

本計画及び前計画期間における伐採、更新、保育及び林道の事業総量は以下のとおりである。

事業の実施に当たっては、効果的かつ効率的な実施に努め、国土の保全、自然環境の保全、生物多様性の保全等に十分配慮しつつ、森林吸収源対策として主・間伐に積極的かつ着実に取り組むとともに、針広混交林化、複層林化や里山の整備等、地域の現況を踏まえ、多様で健全な森林の整備・保全を推進することとする。更新・保育については、伐採事業との一体的な実施や新たな林業技術の導入等による造林・育林作業の低コスト化に取り組むこととする。林道等の路網については、森林の公益的機能が高度に発揮されるよう施業方法に応じて計画的に整備することとする。

また、労働災害がなく、健康で明るく働けるように労働安全衛生の確保に努めるとともに、計画的な事業の発注等により林業事業者の育成・整備を図ることとする。

① 伐採総量

(単位：m<sup>3</sup>、ha)

区 分	主 伐	間 伐	計
本 計 画	71,800	213,200 (1,914)	285,000
前 計 画	44,500	220,000 (2,279)	264,500

注：（ ）は、間伐面積である。

② 更新総量

(単位：ha)

区 分	人工造林	天然更新	計
本 計 画	122	13	135
前 計 画	52	74	126

③ 保育総量

(単位：ha)

区 分	下刈	つる切	除 伐	枝 打	ぼう芽整理
本 計 画	238	63	45	—	8
前 計 画	253	11	68	—	5

④ 林道の開設及び改良の総量

区 分	開 設		改 良	
	路線数	延長量(m)	箇所数	延長量(m)
数 量	16	28,200	28	6,500

(5) その他必要な事項

特になし。

## 2 国有林野の維持及び保存に関する事項

### (1) 巡視に関する事項

#### ① 山火事防止等の森林保全巡視

本計画区には、国立公園等が指定されており、また、レクリエーションを目的とした森林への入込利用者が多く、このため、地元市町村等関係機関との連携を密にして標識類の整備、山火事防止の宣伝、啓発活動、森林火災訓練等に努めるとともに、森林保全巡視を強化し、山火事の未然防止に万全を期することとする。

また、廃棄物の不法投棄については、地元市町村等関係機関、廃棄物対策協議会、森林保全巡視員及びボランティア団体との連携の強化を図り防止に努めることとする。

#### ② 境界の保全管理

境界標の巡検及び境界巡視を確実にを行い、境界の保全管理に努めることとする。

### (2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

松くい虫被害は、減少傾向にあるが、依然被害が発生しており、今後とも適切な対策を推進する。

### (3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

貴重な自然環境を有する天然林等については、適切に保護・保全を図っていくこととする。

#### ① 保護林

種 類	箇所数	面積(ha)
該当なし		

#### ② 緑の回廊

名 称	延長(km)	面積(ha)
該当なし		

### (4) その他必要な事項

本計画区の国有林野の大半が水源かん養保安林に指定されているなど、水源かん養の上で重要な森林が多く存在することから、保安林等の適切な管理に努めることとする。

また、自然災害等により劣化した森林の再生・復元に努めるとともに、ニホンジカなどの野生鳥獣との共存に向けた森林の整備や被害対策、ボランティア団体等と協働・連携し、荒廃した植生の回復措置を行うなど、森林生態系の保全等のための取組について、環境行政との綿密な連携を確保しつつ推進することとする。

さらに、台風など自然の脅威にさらされている地域であることから、事業実行に当たっては水源のかん養、山地災害の防止、景観の保持等に十分に配慮することとする。

溪畔周辺については、野生生物の生息・生育場所や移動経路の提供、種子などの供給源として、生物多様性の保全上重要な役割を担っているため、本来成立すべき植生による上流から下流までの連続性を確保することにより、よりきめ細やかな森林生態系ネットワークの形成に努めることとする。

### 3 林産物の供給に関する事項

#### (1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

国有林材については、地域における木材の安定供給体制の整備が図られるよう、木材価格、需要動向を踏まえ計画的な供給に努めることとする。

さらに、民有林材・国有林材が一体となった簡素で合理的な流通体制の確立を目指し、国産材の需要・販路の拡大に努めることとする。

#### (2) その他必要な事項

林産物の供給に当たっては、効果的かつ効率的な取組を推進することとし、間伐材の利用促進に当たっては、列状間伐や路網と高性能林業機械を組み合わせた高効率・低コストな作業システムの定着を図りつつ、素材販売により実施するとともに、これまで利用が低位であった木質バイオマス資源として利用可能な低質材等の安定供給にも努めることとする。

また、木造の庁舎等の整備、森林土木工事等の公共工事において間伐材等を積極的に利用する等の木材の利用促進の取組を推進することとする。

### 4 国有林野の活用に関する事項

#### (1) 国有林野の活用の推進方針

国有林野の活用に当たっては、地域の社会的・経済的状況、住民の意向等を考慮して、また、地域における産業の振興、住民の福祉の向上等に資するよう、国有林野の管理経営との調整を図りつつ、積極的に推進することとする。

本計画内の南に位置する別府鶴見岳地域は、都市部からも比較的近く、豊かな自然景観など豊富な観光資源に恵まれていることからハイキング、登山など森林を利用したレクリエーション・保健休養の場として多くの人々に利用されている。

また、豊かな森林資源を背景にした木材加工業やキノコ、山菜、果樹等を利用した食品加工業が地域の重要な産業となっており、今後もこうした地理的条件を生かした産業の復興等を通じ、魅力ある地域作りを進めていく必要がある。このため、間伐材の修正加工施設、広域木材流通センター等の整備、都市部からの振興に資する国有林野の活用を積極的に推進する。

また、本計画区は、水源のかん養保安林を主体とした保安林指定地域が大半を占め、都市部や灌漑用の水瓶として重要な役割を果たしていることから、都市住民等の参加による水源林の造成を推進することとする。

#### レクリエーションの森

種 類	箇所数	面 積 (ha)
自然休養林	1	735
総 数	1	735

(2) 国有林野の活用の具体的手法

国有林野の活用に当たり、道路等の公用・公共用地は貸付・使用又は売り払い等により、地域の産業の振興に係る活用については貸付又は売り払いによるものとする。また、水源林造成等については、分収林制度を積極的に推進することとする。

(3) その他必要な事項

国有林野の活用に当たっては、豊かな自然環境を守り、森林の持つ公益的機能との調和を図るとともに、土地利用に関する計画等との必要な調整を行ったうえで、活用の推進を図ることとする。

「レクリエーションの森」については、魅力あるフィールドとして整備し、その活用を推進していくこととする。

5 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項

(1) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な事項

国有林に隣接・介在する民有林の中には、小規模で孤立分散し立地条件が不利であること等から森林所有者等による施業が行われず、当該民有林における土砂の流出等の発生が国有林の発揮する国土保全等の機能に悪影響を及ぼすなど、国有林の公益的機能の維持増進への支障となることが懸念される場合がある。

このような場合、国有林の有する公益的機能の維持増進を図るために有効かつ適切なものとして、森林施業の集約化を図るための林道や森林作業道の開設とこれらの路網を活用した施業等を民有林と一体的に行い、民有林の有する公益的機能の維持増進にも寄与するよう、公益的機能維持増進協定制度の活用に努めることとする。

(2) 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項

公益的機能維持増進協定の締結に当たっては、民有林の森林所有者等にも原則として相応の費用負担を求めるなど、合理的な役割分担の下での一体的な森林の整備及び保全の実施に向けた条件整備を進めることとする。

6 国民の参加による森林の整備に関する事項

(1) 国民参加の森林に関する事項

ボランティア団体等との協定に基づく「ふれあいの森」等の森林整備活動等を推進することとする。

(2) 分収林に関する事項

森林に対する国民の要請が多様化する中で、社会貢献活動として森林づくりに自ら参加・協力したいという企業等の要請に応えるため、分収林制度の活用による森林整備を推進することとする。

(3) その他必要な事項

協定の締結により持続的に体験活動ができる「遊々の森」等を活用して、豊かな自然環境を有する国有林野を多様な体験活動の場として積極的に提供し、森林環境教育の推進に努めることとする。

また、教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や技術指導、森林環境教育のプログラムや教材の提供等を積極的に推進することとする。

さらに、森林管理署等は、国民参加による森林の整備・保全等に関する情報の提供、国民からの相談への対応、国民参加の支援を行う拠点としての機能を発揮するよう努めることとする。

7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

列状間伐や路網と高性能林業機械を組み合わせた高効率・低コストな作業システムの定着やコンテナ苗植栽の推進等による低コスト造林の導入・定着、普及を図ることとする。

国有林野事業において開発、改良された林業技術については、現地検討会の開催、モデル林、各種試験地等の設置等を通じて、地域林業関係者等への普及・定着を図ることとする。

また、研究機関等が行う林業技術の開発及び林業機械の導入試験等に対しては、フィールド提供を積極的に行うこととする。

(2) 地域の振興に関する事項

機能類型に応じた適切な管理経営を行い、山地災害の防止、水源のかん養、自然環境の保全、保健・文化・教育的利用、木材の安定供給等を通じて地域振興に寄与するよう努めることとする。また、その際には次の点に留意することとする。

- ① 分収造林及び国有林野の利活用の要請に対しては積極的に対応する。
- ② 林道については、地域の実態を踏まえ、生活道路としての機能の発揮に十分留意する。
- ③ 蜂蜜の採取源となる樹種については、事業実行との調整を図りつつ、その保全に努める。

(3) その他必要な事項

特になし。

(案)

# 第4次国有林野施業実施計画書

(大分北部森林計画区)

計画期間

自 平成26年4月 1日

至 平成31年3月31日

九州森林管理局



## 目 次

1	国有林野の区画の名称及び区域並びに機能類型及びエリア別の区域	1
2	施業群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量	1
	(1) 伐採造林計画簿	1
	(2) 水源涵養タイプにおける施業群別面積等	1
	(3) 水源涵養タイプの施業群別の上限伐採面積	2
	(4) 伐採総量	3
	(5) 更新総量	5
	(6) 保育総量	5
3	林道の整備に関する事項	6
4	治山に関する事項	8
5	保護林及び緑の回廊の名称及び区域	8
	(1) 保護林の名称及び区域	8
	(2) 緑の回廊の名称及び区域	8
6	レクリエーションの森の名称及び区域	9
7	公益的機能維持増進協定の名称及び区域	10
8	その他必要な事項	10
	(1) 施業指標林、試験地等	10
	(2) フィールドの提供	10
	(3) その他	11
	(4) 森林共同施業団地	11



1 国有林野の区画の名称及び区域並びに機能類型及びエリア別の区域

国有林野の区画の名称及び区域並びに機能類型及びエリア別の区域の配置については、国有林野施業実施計画図による。

2 施業群の名称並びに区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量

(1) 伐採造林計画簿

伐採・更新箇所ごとの伐採・更新面積及び方法等については、伐採造林計画簿に示すとおりである。

(2) 水源涵養タイプにおける施業群別面積等

(単位：ha)

施業群		面積	取扱いの内容	伐期齢等
施業群	スギ・ヒノキ普通伐期	411.19	伐採箇所の縮小、分散化による皆伐新植を行う	スギ 40～60 ヒノキ45～70
	スギ長伐期	1,367.32	伐採箇所の縮小、分散化、長期化による皆伐新植を行う	70～100
	ヒノキ長伐期	1,146.79	同上	80～120
	アカマツ長伐期	42.58	同上	80
	ケヤキ長伐期	8.08	同上	150
	その他人工林	11.96	伐採箇所の縮小、分散化による皆伐新植を行う	60上
	保護樹帯	301.67	被害木等について択伐を行う	60
	スギ・ヒノキ複層林	91.31	伐採箇所の縮小、分散化による複層伐を行う	短期型 80 長期型 100
	天然林長伐期	247.80	伐採箇所の縮小、分散化、長期化による択伐及び皆伐を行う	100
	天然林広葉樹	429.62	伐採箇所の縮小、分散化による択伐及び皆伐を行う	35上
	しいたけ原木	82.44	皆伐1回目以降は、ぼう芽更新を行う	15
施業群設定外	—			
合計	4,140.76			

注 スギ・ヒノキ普通伐期のスギ40～60年、ヒノキ45～70年及びスギ長伐期70～100年、ヒノキ長伐期80～120年は、地域管理経営計画の経常樹立年度において逐次、それぞれ60年、70年、100年、120年伐期に移行させることを含む。

(3) 水源涵養タイプの施業群別の上限伐採面積  
(単位：ha)

施業群	上限伐採面積
スギ・ヒノキ普通伐期	29
スギ長伐期	68
ヒノキ長伐期	47
アカマツ長伐期	2
保護樹帯	25
スギ・ヒノキ複層林	9
天然林長伐期	12
天然林広葉樹	61
しいたけ原木	27

## (4) 伐採総量

(単位：m<sup>3</sup>、ha)

区 分	林 地					林地 以外	合 計
	主 伐	間 伐	小 計	臨 時 伐採量	計		
山地災害防止タイプ	—	12,059 (125)	12,059				
自然維持タイプ	—	290 (5)	290				
森林空間利用タイプ	—	12,404 (141)	12,404				
快適環境形成タイプ	—	— (—)	—				
水源 涵養 タイプ	スギ・ヒノキ普通伐期	55,930	5,663	61,593			
	スギ長伐期	6,256	93,430	99,686			
	ヒノキ長伐期	1,411	71,704	73,115			
	アカマツ長伐期	—	2,083	2,083			
	ケヤキ長伐期	—	19	19			
	その他人工林	—	30	30			
	保護樹帯	—	381	381			
	スギ・ヒノキ複層林	3,101	3,097	6,198			
	天然林長伐期	—	181	181			
	天然林広葉樹	—	212	212			
	しいたけ原木	614	—	614			
	計	67,312	176,800 (1,643)	244,112			
合 計	67,312	201,553 (1,914)	268,865	16,135	285,000	—	285,000
年 平 均	13,462	40,311 (383)	53,773	3,227	57,000	—	57,000

( ) は、間伐面積である。

(再掲) 市町村別内訳

(単位：m3)

市町村名	林 地					林地以外	合 計
	主 伐	間 伐	小 計	臨 時 伐採量	計		
別 府 市	13,366	22,738	36,104				
中 津 市	1,780	86,301	88,081				
杵 築 市	8,626	10,292	18,918				
宇 佐 市	43,540	78,633	122,173				
日 出 町	—	3,589	3,589				

注 臨時伐採量及び林地以外の土地に係る伐採量は含まない。

(5) 更新総量

(単位：ha)

区 分		山地災害 防止タイプ <sup>°</sup>	自然維持 タイプ <sup>°</sup>	森林空間 利用タイプ <sup>°</sup>	快適環境 形成タイプ <sup>°</sup>	水源涵養 タイプ <sup>°</sup>	合 計
人工造林	単層林 造 成	—	—	—	—	106.99	106.99
	複層林 造 成	—	—	—	—	15.22	15.22
	計	—	—	—	—	122.21	122.21
天然更新	天然下種 第 1 類	—	—	—	—	—	—
	天然下種 第 2 類	—	—	—	—	—	—
	ぼう芽	—	—	—	—	12.20	12.20
	計	—	—	—	—	12.20	12.20
合 計		—	—	—	—	134.41	134.41

## (6) 保育総量

(単位 : ha)

区 分		山地災害 防止タイプ	自然維持 タイプ	森林空間 利用タイプ	快適環境 形成タイプ	水源涵養 タイプ	合 計
保 育	下 刈	—	—	—	—	237.71	237.71
	つる切	—	—	—	—	62.62	62.62
	除 伐	—	—	—	—	45.13	45.13
	枝 打	—	—	—	—	—	—
	ぼう芽整理	—	—	—	—	8.49	8.49
	計	—	—	—	—	353.95	353.95

3 林道の整備に関する事項

基 幹 ・ その他別	開 設 ・ 改良別	路 線 名	箇 所 (林 班)	延 長 ( m )	備 考
基 幹	開 設	藤原林道	3	600	
		赤鞆林道	4	2,000	
その他	開 設	薬師14林道	12, 14	1,200	
		合使山19林道	19	1,400	
		赤鞆5林道	6, 9	2,400	
		藪ヶ畑28林道	28	2,400	
		後野63林道	63	1,000	
		丸迫61林道	61	1,800	
		妙見山40林道	40	1,400	
		後野67林道	67	1,500	
		須山39林道	39	2,000	
		馬越山59林道	59	1,200	
		人見山45林道	45, 46	3,000	
		小野川内36林道	35, 36	4,000	
		後野64林道	65	1,300	
鹿鳴越1001林道	1001	1,000			
基 幹	改 良	大野々林道	22, 23	1,000	一般改良, 舗装
		薬師林道	8, 9, 11	1,000	一般改良, 舗装

基幹 ・ その他別	開設 ・ 改良別	路線名	箇所 (林班)	延長 (m)	備考
基幹	改良	合使山林道	16	300	一般改良, 舗装
		赤鞆林道	4, 5	500	一般改良, 舗装
		大野々林道20支線	20	500	一般改良, 舗装
その他	改良	薬師林道14支線	14	300	一般改良, 舗装
		猪之瀬戸林道	1009	500	一般改良, 舗装
		木床林道	1004	600	一般改良, 舗装
		中州林道	52	400	一般改良, 舗装
		山ノ口林道	47	300	一般改良, 舗装
		寒水林道	51	200	一般改良, 舗装
		大平林道	48	700	一般改良, 舗装
		後野林道	64	200	一般改良, 舗装
計	開設			28, 200	16路線
	改良			6, 500	28箇所

4 治山に関する事項

位 置 ( 林 班 )	区 分	工 種	計 画 量 ( 箇所数又は面積 )
5～7, 9, 12, 16, 22, 23, 47, 50～52, 64, 1007～1009	保 全 施 設	溪間工	17箇所
4, 9～11, 21, 47, 1006, 1007	保 全 施 設	山腹工	9箇所
2～5, 13, 16, 17, 20, 22, 23, 26, 27, 29, 34～36, 38, 40, 41, 44～52, 54～56, 59, 63～66, 1001, 1002, 1004～1005, 1008, 1009	保安林の整備	本数調整伐	187ha
計	保安林整備		187ha
	保 全 施 設		26箇所

5 保護林及び緑の回廊の名称及び区域

(1) 保護林の名称及び区域

種 類	名 称	新設 ・ 既設	面 積 ( ha )	位 置 ( 林小班 )	特 徴 等
	該当なし				

(2) 緑の回廊の名称及び区域

種 類	名 称	既設 新設	延 長 ( km )	面 積 ( ha )	位 置 ( 林小班 )	特 徴 等
	該当なし					

6 レクリエーションの森の名称及び区域

種類	名称	新設 既設	面積 (ha)	位置 (林小班)	選定理由	施業 方法	既存施設 の概要	施設 整備	備考
自然 休養 林	由 布 鶴 見 岳	既設	734.75	自然観察教 育ゾーン 180.93ha 1008り、る ～る4、わ 1009い、ろ1 ～ぬ1、わ～ な2、む、う、 お 1010れ、れ1、 つ、な、ら	阿蘇くじゅう 国立公園内にあ って、由布岳及 び鶴見岳の主要 な景勝地を占め ており山岳景観 と高山植物の観 賞美に加え雄大 な眺望を楽しむ ことができるこ となどから鶴見 岳ロープウェイ の利用、エコー ライン周辺の散 策等大衆的な利 用がなされている。	育成複層林へ 導くための施 業	別府ロー プウェイ 鶴見岳遊 園地	無	
				1008ぬ、る5、 1009ろ、ら、 の、や		天然生林へ導 くための施業			
				風景ゾーン 113.09ha 1008は～ は3、ほ～ち、 1010に、ほ、 へ、ぬ～る、 か		育成複層林へ 導くための施 業			
				1010と～り、 わ、よ、ね、 1012ろ		天然生林へ導 くための施業			
				風致探勝 ゾーン 440.73ha 1008い、か、 1010い2、 1013い		育成複層林へ 導くための施 業			
				1007ろ、ろ1、 1008ろ、に、 1009る、く、 1010い、い1、 ろ～は1、 に1、に2、 に4、た 1012い 1013ろ、は		天然生林へ導 くための施業			
				1008イ、ロ 1009イ～ハ 1013イ		林地以外の土 地			

7 公益的機能維持増進協定の名称及び区域

名 称	区 域 (林小班)	面 積 (h a)	森林施業 の種類	林道の 開設等	設定年及び 有効期間	備 考
該当なし	民					
	国					

8 その他必要な事項

(1) 施業指標林、試験地等

種 類	名 称	設 定 年 度	面積 (ha)	位 置 (林小班)	備 考
次代検定林	九熊本第28号 (第2試験地)	S48	0.72	12そ	ス ギ
	九熊本第63号	S53	1.35	50へ	ス ギ
	九熊本第113号	H3	1.00	4と1	ス ギ
	九熊本第122号	H5	0.76	2ろ6	ス ギ
展 示 林	品種別展示林	S44	2.00	49に1	ス ギ
	品種別展示林	S42	1.96	1005お	ス ギ
遺伝子保存林	英彦山スギ	S36	1.98	4ろ1	ス ギ
	大分署ヒノキ	S42	1.30	1005く	ヒ ノ キ

(2) フィールドの提供

対象地 (林小班)	設 定 の 目 的	備 考
2り2、3ほ1、ほ2	ふれあいの森	平成23年7月25日協定 山国川エコリバーツーリズム源流の 森構想事業 特定非営利活動法人 豊前の国建設倶楽部
1009よ2、た、た2、れ、 そ、つ、ね、や、イ	遊々の森	平成22年7月27日協定 猪の瀬戸・遊々の森 特定非営利活動法人、おおいた環境保全フォーラム

(3) その他

レクリエーションの森以外の森林空間利用タイプの施業方法

位 置 ( 林 小 班 )	面積(ha)	施 業 方 法
3ほ2、9る～わ、15ろ、は、へ、25に、58い、 58に、58わ～よ、58れ、59う、お、け、1010に3、 そ	79.92	育成複層林へ導くための施業
2り2、3ほ1、10へ、15に、58い1～は1、ほ～る1、 た、た1、59り～る、つ、む、の、の1、く、く1、 ふ、え	109.82	天然生林へ導くための施業
59イ	0.47	林地以外の土地
計	190.21	

注 ふれあいの森その他森林空間利用タイプに設定している施業指標林、試験地等を除く。

(4) 森林共同施業団地

名 称	対 象 地 (林小班)		面 積 (ha)	連携した施業の 内容	備 考
中津・宇佐地域森林整備推進協定	民	中津・宇佐地域森林整備推進協定書 による	649	間伐の方法、間伐材の販売、路網の整備等	
	国		243		
宇佐地域森林整備推進協定	民	宇佐地域森林整備推進協定書による	158	間伐の方法、間伐材の販売、路網の整備等	
	国		310		